# 平成29年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成29年 6月23日(金) 9時30分 宣告

## 1. 出席議員

| 1番 | 大 江 | 寿   | 7番  | 池田  | 賢 治 | 13番 | 米 澤 | 壽 重 |  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 2番 | 村 上 | 謙武  | 8番  | 安 部 | 大 助 | 14番 | 遠藤  | 義 光 |  |
| 3番 | 菊 地 | 政 文 | 9番  | 前 田 | 芳 樹 | 15番 | 池田  | 信博  |  |
| 4番 | 石 橋 | 雄一  | 10番 | 平 田 | 文 夫 | 16番 | 福田  | 晃   |  |
| 5番 | 村 上 | 三三郎 | 11番 | 石 田 | 茂 春 |     |     |     |  |
| 6番 | 西 尾 | 幸太郎 | 12番 | 髙 宮 | 陽一  |     |     |     |  |

# 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| 町  |       | 長  | 池 | 田 | 高t | 世偉 | 農林水産課長 佐々木 千    | 明 |
|----|-------|----|---|---|----|----|-----------------|---|
| 副  | 町     | 長  | 大 | 庭 | 孝  | 久  | 上下水道課長 田中 秀     | 喜 |
| 教  | 育     | 長  | 村 | 尾 | 秀  | 信  | 建設課長山﨑龍         | _ |
| 総  | 務課    | 長  | 八 | 幡 |    | 哲  | 大規模事業課長 河 北 尚   | 夫 |
| 会  | 計 管 理 | 者  | 池 | 田 | 賢  | _  | 総務学校教育課長 池 田 茂  | 良 |
| 企區 | 画財政調  | 果長 | 渡 | 部 |    | 誠  | 生涯学習課長 中 林      | 眞 |
| 税  | 務 課   | 長  | 藤 | 木 | 正  | 英  | 布施支所長 竹本        | 久 |
| 町  | 民 課   | 長  | 名 | 越 | 玲  | 子  | 五箇支所長 金坂 賢      | _ |
| 福  | 祉 課   | 長  | 長 | 田 |    | 栄  | 都 万 支 所 長 佐々木 義 | 直 |
| 保  | 健 課   | 長  | 平 | 田 | 芳  | 春  | 危機管理室長 吉田 篤     | 夫 |
| 環  | 境課    | 長  | 藤 | Ш | 芳  | 人  | 企画財政課長補佐 石 田 寛  | 弥 |
| 観  | 光 課   | 長  | 吉 | 田 |    | 隆  | 総務課長補佐 野津 千     | 秋 |
| 定( | 主対策調  | 果長 | 鳥 | 井 |    | 登  |                 |   |

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 中村 恵美子

### 議事の経過

## 〇議長( 石 田 茂 春 )

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日程第1.一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようにお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、10番:平田 文夫 議員

### 〇10番( 平 田 文 夫 )

定例会の初日に議長は挨拶の中で、「町民の声が議会運営に反映されるよう努める」と約束されました。議員は町民の代表者として自覚を持ち、品位及び政治倫理を高めることであり、 公職者としての自らの思考研鑽に努め、広域のために行動することでございます。

法は道徳の最低ラインであります。社会ルールの中には、マナー・エチケット・礼儀・常識等がありますがこれを犯した場合には常識に照らし、社会批判を受けるのもルールの違反に伴う責任を「道義的責任」と申し述べておきます。

「道義的責任」を果たさない場合は、議会人として社会的に同意が得られない問題が生じます。そこで、町長にお伺いいたします。

「鳥獣保護管理法」の取り組みについてでございます。

「鳥獣保護管理法」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律です。

この目的は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」とされております。

この目的を達成するため、鳥獣保護管理法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や、猟具の使用に係る危険の予防に関する規定などが定められております。

鳥獣保護管理法では、「鳥獣」を鳥類又は哺乳類に属する野生動物と定義しています。

「鳥獣」の概念には、平成14年の法改正によりネズミ・モグラ類と海棲哺乳類が含まれることとなりました。ただし、鳥獣保護管理法第80条の規定により、「環境衛生の維持に重大な支障を及ぼす鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣」として、ニホンアシカ・アザラシ5種・ジュゴン以外の海棲哺乳類、家ネズミ類3種については、鳥獣保護管理法の対象から外されております。

鳥獣保護管理法においては、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とし、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定されています。

鳥獣保護管理法における各主体の役割は、国は、各関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取り組みを促進しております。

地方公共団体の役割は、都道府県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定計画の作成により、科学的で計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施しております。特に、平成26年の鳥獣法の改正により、全国的に集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を定めるとともに、市町村等に対して実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行い、更に必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施するとしております。

市町村については、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されている他、特に 農林水産物の被害防止対策等、鳥獣保護管理における市町村の役割が増大してきております。 そのことから、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携 して鳥獣保護管理事業を実施して行かなければなりません。

また、事業者、民間団体、町民は鳥獣保護管理を行う民間団体や町民については、行政との連携を十分に図り、人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣保護管理に係わる活動に自主的、積極的に参加することが期待されております。

特に、鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって未収穫作物や生ごみ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取り組みに努める必要を求めております。

専門家等の役割は、専門的な知識及び技術等を有している専門家や民間団体においては、 必要に応じて地方公共団体等に対し、科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが求め られております。

島根県が策定した平成29年4月1日から平成34年3月1日の5年間の「第12次鳥獣保護管理事業計画」では休猟区を指定し、そこには那久、油井、蔵田、北方、南方の5地域が指定されております。

以上を踏まえて、町長に取り組みをお伺いします。

まず一点目は、五箇地区で保護対象のカラス大量殺傷事件が起こりました、町長はどのような対応をしたのか。

- 二つ目、鳥獣休猟区について、町長はどのような指導をしたか。
- 三つ目、事件後、鳥獣駆除の許可申請について確認していたのかどうか。

四つ目、今回の大量カラス殺傷事件での町長は、独自の調査を指示したのか。

お答えを願います。

次に、咋今のこの町は異常をきたしております。住民の声の貴重な情報が報道として扱われていないように思われる。報道の使命は、ニュース・出来事・事件・事故などを取材し、記事・番組・本を作成して広く公表・伝達する行為であり言論活動のひとつであります。

カラス殺傷の報道では、このような例がございます。「小学校の校庭に首を切り取られたカラス3羽の死骸…首が見つからず血痕もなし」の表題で、直ぐ、各報道機関が取り組み報道 しております。

その内容は、今年5月9日午前11時25分ごろ山梨県北杜市高根町の市立小学校から校庭

に首が切り取られたカラス3羽の死骸が放置されていると110番があったそうです。北杜署は住居侵入と鳥獣保護法違反の疑いで速やかに捜査する方針として報道されております。

町長、カラスは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の保護鳥に指定されていますことから、許可なく殺したら同法第8条違反になり、第83条で一年以下の懲役または百万円以下の罰金と定められております。

その中で違反行為とは、狩猟を行えない期間の狩猟、狩猟してはいけない鳥獣の狩猟、1 日に狩猟・捕獲してよい数を超過する狩猟、狩猟できない区域での狩猟、銃砲などが使用で きない区域での狩猟をする。

以上のことが、その法律に値するというふうに定められています。

町長にお伺いします。この事件に関する報道のあり方についてはどう考えているのか。住 民の知る権利についての町長の考えを伺います。

そして、今回の事件内容はどのような行為が、法のどの部分に抵触したと町長は考えているのか。

取締りは通常、警察が行うが、法 76 条により知事が指名した者も警察官と同様に鳥獣保護 法違反事件についての捜査ができることになっているが、今回の事件は、隠岐の島警察署が 調査したと伺っています。

私はこの事件を聞いた時に、5月2日の全員が挨拶する場がございました、その時に当事者に確認をしました。「ちゃんと報告をした方がいいのではないかと」、しかし当事者は「もう終ったことです、新たに説明はない。」ということを言われました。私は直ぐ、隠岐の島警察署にまいり、そして警部と話をしました。そのことをしっかりと認識してほしい。

そういうことを踏まえて、町長の答弁をお伺いいたします。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

おはようございます。

ただ今の、平田文夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「五箇地区でのカラスが大量死した事案についてどのような対応をしたのか」とのご質問にお答えいたします。

本案件は、今年1月19日午前に住民の方から、カラスが大量死しているとの連絡が役場へ 寄せられ、鳥インフルエンザの可能性もありますことから、五箇支所職員が現地に急行し初 動調査を行いますとともに、午前中には、隠岐支庁農林局、隠岐保健所、隠岐の島警察署、 役場の関係職員によりまして、現地にて関係者への聞き取り調査及び状況確認が行われたと ころであります。

その結果、カラスが大量死した原因は鳥インフルエンザによるものではなく、殺虫剤による中毒死であるのではないかとの結論に至りました。そのため、関係者への法的説明と併せ、 今回の事案に対して県とともに厳重注意を行ったところであります。

こうした一連の動きは、随時、担当課より報告を受けたところでありまして、町が行うべき役割は適切に対応がなされたと考えておりますし、その後の措置につきましては、しかるべき機関の判断に委ねられるものと認識しているところであります。

二点目の「鳥獣休猟区について、どのような指導をしたか」とのご質問についてでありますが、島根県が策定いたしました「第12次鳥獣保護管理事業計画」において、「北方・南方」の地域は、その一部が平成29年11月から平成32年10月までの3年間を休猟区に指定する予定とされておりますが、事案が発生した場所は、今回予定されている休猟区に含まれておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

三点目の「鳥獣駆除の申請許可について確認をしたのか」についてのご質問でございますが、今回の事案発生時におきまして、本町が鳥獣捕獲許可申請を受理した案件は「航空機の安全運航を確保するための有害鳥獣駆除」と「繁殖牛に被害を与える有害鳥獣駆除」の2件であることを確認いたしております。

四点目の「今回のカラスが大量死した事案で、町長は独自の調査を指示したか」についてでございますが、一点目と同様のお答えになりますが、原因が絞り込まれましたので、その後の対応につきましては、町が独自の調査を行うべきものではなく、しかるべき機関の判断に委ねられるものと認識したところでございます。

五点目の「今回の事案に関する報道のあり方について、町長はどのように考えているのか」 とのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回の事案につきましては鳥インフルエンザによるものではなく、殺虫剤によるものと考えられることから、報道のあり方につきましては慎重に取り扱うべきものと考えたところでございます。

なお、その後の対応につきましては、しかるべき機関の判断に委ねられるものと認識して おります。

ただし、今回の事案を機に町民の皆様方に対しまして、鳥獣の保護や狩猟に関する制度や 内容については、広報誌等を介して広く周知していかなければならない事柄だというふうに 認識しておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。 六点目の「住民の知る権利について」でございますが、町が保有する情報であれば町民の 皆様に対し積極的に情報公開を行うことを基本としていますが、今回の事案につきましては、 しかるべき機関の判断に委ねられるものと認識しておりますので、町としての情報公開につ きましても慎重に取り扱うべきものと考えております。

最後に、七点目の「今回の事案の内容が、法のどの部分に抵触したと町長は考えるか」に ついてでございますが、法に抵触するかどうかは私が判断する立場にはございませんので、 この件につきましてのコメントは控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいた します。

### 〇10番( 平 田 文 夫 )

大体、法を犯すも "ひと" なんです、それを諭すも "ひと" なんです。だけど、それ以後 は本人がしっかりとどうするかということが問われているのです。

そのことを踏まえて、今の町長の答弁で第12次の計画、これは5年制度となっているわけで、こういう3年ということはないわけです。そして、しっかりともう少し調べてほしい。 私が言った5箇所が4月1日からスタートしているわけですよ。それで34年3月で5年間。 計画がそういうような計画になっているわけですから、もう少し調査してください。

なぜこれを私が重要とするのか、この質問の最初に申し上げました、議長がしっかりと住 民の声を反映させるような議会運営を行うと言うならば、しっかりと住民の皆さんに対して 「謝罪」をすべきであると私は思います。町長はどのようにお考えか、お聞かせ願います。

#### 〇番外 ( 農林水産課長 佐々木 千 明 )

一点目の県が定めております「鳥獣保護管理事業計画」についてのご質問でありましたので、担当部署の私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

この計画につきましては、議員のおっしゃるとおり4月1日からの5年間の全体計画となっておりますが、この休猟区の指定は第一期目が今年の11月から平成32年10月末まで、これは那久・油井を中心とするエリアをまず今年の11月から3年間休猟区に定めると。後2年間、平成33年から後の2年間は次の久見を中心とするエリアを休猟区に定めるといったようなことで県の方は、事業を、計画の方を進めるといったような予定でございます。

## 〇番外( 町長 池田高世偉 )

再質問の、道義的責任に対する町長のお考えはということでございますが、今回の大量死の手段がまずもって大変な事柄だという認識はもっております。その中で道義的責任という部分につきましては、私が申し上げるべきものではなく、ご本人のご判断によるものと考え

ております。

ただ、今回の事案を通しまして、役場として二点ほど改めて反省すべき事柄があると思っております。

一つには、先ほど答弁でも申し上げましたが駆除の通知、やはり有害鳥獣の駆除という面でもう少し住民の皆様方に周知すべきであったと、例えば銃が扱える所については猟友会に相談するなり、また役場農林水産課の方に有害鳥獣の相談がありますということをもう少し周知すべきだったという問題、もう一点は畜産農家に対する我々の対応だったと思っております。

こういった有害カラス等が繁殖牛仔牛、あるいは親牛に対していろんな殺傷といいますか、 飼料等にもいろんな被害を与えていることもあります。こういった問題をもう少し町として 和牛改良組合等との意見交換を踏まえながら対応していかなくてはならないという部分につ きまして、町として今後は対応、検討させていただく機会にもなったと思っております。

ご質問の趣旨は理解できますが、道義的責任については私の見解は述べる立場にないとい うことでご理解いただきたいと思います。

### 〇10番( 平 田 文 夫 )

こういう行為は教育にも関わることなんですよ。やはり、やったことに対しての反省は自らがしっかりと怠らないように反省をする。そして、過ちは素直に認めるそういうことが求められております。

これは町長でなくても、教育長でも答弁いいですし、町長の判断でお任せしますが、よろしくお願いします。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

議員仰せの内容は十分ご理解出来ます。

また、教育という面につきましても更に深くなりますので、教育長の答弁までとは申し訳ないですが差し控えさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり一人ひとりのこれは、今回の事案のみならずそういった道義的責任につきましては一人ひとりの判断であるべきだというふうに理解しておりますので、答弁については先ほどと変わりません。申し訳ありません、よろしくお願いいたします。

### 〇10番( 平 田 文 夫 )

私もそう思っておりますよ。諭された人のために本人がこれからどうするかが問われているわけですから、私はそのことを申し上げているわけですよ。

まず、私たちは要するに、町長もさることながらこの議場におるということは「公職選挙法」をしっかりと順守して、選挙戦を戦ってここにおるわけです。そして、その選挙において、もし違反をしたり、罰が確定すると速やかに失職するわけですよ。法というものはしっかりと守るようになっているわけです。そういうことを踏まえながら、今後こういう事案が生じたときには、自らがしっかりと反省をするということが求められています。

私はこの件に関して、もっともっと聞きたいが本人が議会の中では一応説明はしました。 だけども議長が言うように、町民の声を大切にしながらこれから議会運営に努めてまいると いうことならば、しっかりと住民にその説明責任を果たして、これからしっかりとした行動 をしてほしいと私はそのように思っておりますので、これをもって私の質問は終ります。

### 〇議長( 石 田 茂 春 )

以上で、平田 文夫 議員の一般質問を終ります。

次に、5番:村上 三三郎 議員

### 〇5番( 村 上 三三郎 )

私は国民健康保険制度の運用について質問いたします。

国保は昭和 13 年 4 月に制定され、幾度かの改正を経て現在に至っております。約 3,500 万人の自営業者や所得の低い年金生活者、非正規労働者等が加入し、所得が少ない一方、医療費が高く慢性的な赤字体質が続くと指摘されております。

政府の社会保障予算の自然増削減により、公的医療・介護保険制度が改悪されています。

この間、2014年「医療・介護総合法」、2015年「医療保険改革法」など公的医療・介護制度の根幹に手を付ける法改悪が強行されてきました。制度改編のひとつに「国保の都道府県化」があります。

この制度は来年度、2018年度から施行されます。これまで、市町村が国保の「保険者」で したがこれが都道府県に移行されます。

そこで、質問いたします。

質問 1、この制度の実施による町民への影響はどのようになると予想していますか、また町民への周知はどうしますか。

質問 2、保険者が県になることで、平準化の名のもとに国保税の負担増が生じると予想されますが、新制度では「納付猶予」や「減額」を認めないとされています。滞納者への「差押さえ」や「保険証の取上げ」をしない、そういった町の施策はどうなりますか。

質問3、町の未納者対策ですが、これは担当課の説明ですが平成27年度の未納所帯は363

戸、未納額は6,595 万2,000 円、不納欠損額は559 万6,000 円となっております。そういった実情を踏まえての対策をお示しください。

質問 4、国民健康保険法第 1 条「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、 もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする」、また第 4 条 2 項では「都 道府県は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならない」 と規定しています。

高すぎる国保税を引き下げ、国保税の高騰を抑えていくには国庫負担割合を引上げが大切です。国保の財政構造を変えなければなりません。そのためには1つ、国民健康保険は社会保障制度であり、国の責任で予算を確保し、運営を改善すること。2つ目、高すぎる保険税を引き下げ、払える保険税にする。3つ目、保険税の算定は「応能負担」を原則にする。私は以上の3点を、国や県に対して要請すべきと考えますが、これを実施する用意はありますでしょうか。

質問 5、先の「医療・介護総合法」、「医療保険改革法」による当町への影響は、どのように評価しておられますか。お尋ねいたします。

## 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

ただ今の、村上三三郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の国保の都道府県化による「町民への影響と周知」についてでございますが、 議員ご心配の町民への影響につきましては、申し訳ありませんが現段階ではお答えを示すこ とができません。ただ、来年度から保険者は県に移管されますが、広域化になりましても保 険税は統一ではなく、各市町村ごとに決定いたします。今後のスケジュールに関します国か らの情報によりますと、まず、本年12月に国から県へ納付金算定のための確定係数等の提示 があり、それを受けた県は平成30年1月頃に各市町村への納付金の確定を行う。そして、市町 村において30年1月以降に保険税を決定するという流れになっております。

次に、制度改正に関する周知についてでございますが、7月の本算定に併せ町のホームページへの掲載、また個々の皆様へは9月の被保険者証発送に併せお知らせしたいと考えているところでございます。

二点目の「納付猶予・減額」の制度につきましては、新制度になりましても変わりなく継続される制度であると認識しておりますし、滞納者への差し押さえ等も現行どおり行ってまいります。

三点目の「未納者対策」でございますが、本町では町税等徴収対策本部を設置し、徴収班

体制により税務課納税推進係と連携しながら滞納町税等の徴収、分納管理、納付折衝をしているところでございます。国保の保険税につきましても徴収班活動によりまして滞納者への 折衝を行っているところでございます。

四点目の「町が国保運営の改善、保険税について要請すべき」という点についてでございますが、全国知事会、全国市長会、全国町村長会を通して「要望・要請」等申し入れをしておりますし、島根県からの要望もございますことから、本町単独での申し入れをすることは考えておりませんのでご理解をお願いいたします。

五点目の「医療・介護総合法」「医療保険改革法」の当町への影響についてでございますが、 平成26年6月に「医療・介護総合法」が、平成27年5月に「医療保険改革法」がそれぞれ 改正されたところであります。現段階では、評価するまでには至っておりませんが、町民の 皆様個々には大きな影響がないものと判断しております。

介護保険の「要支援」と認定された方の給付は、本年4月から地域支援事業に移行いたしましたが、制度改正前の利用者が改正後もサービス利用できる環境を整えております。

「医療・介護総合法」は、安全・安心・健康を確保するために、一人ひとりの暮らし方に あった住まいを中心に、医療や介護、予防だけではなく、福祉サービスを含めた様々な生活 支援サービスが適切に提供できる地域のしくみを構築していこうとするものであります。

本町では、本年度から多様な生活支援サービスを創設するため、町ぐるみで取り組むための協議体を設置するとともに、旧町村単位に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成を図っていく考えでございます。

「医療保険改革法」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するため、来年度から国民健康保険の運営主体が県に移管されることとなりますが、町民の皆様にご迷惑をおかけしないように準備を進める考えでございますのでご理解をお願いいたします。

#### 〇5番( 村 上 三三郎)

再質問いたします。

まず、一つは保険証の都道府県化でございます。国のガイドラインでも「都道府県国保運営方針」、これはあくまでも技術的な助言であり、保険税の賦課決定権の権限、また予算決定権はこれまでどおり市町村にあることを、私は確認を求めます。

二つ目、未納者対策ですが1960年代「国民皆保険制度」がスタートした当時は、多数は農林水産業等と自営業者でした。現在は年金生活者等の無職と非正規労働者等の被用者が併せて8割を占めているということです。

町長の国保税の軽減措置は7割、5割、2割となっておりますが、それでも未納者が減らないのはなぜでしょうか。被保険者の実情を把握した上で国保の運営に努めていただきたいと思います。

三つ目、国への要請です。私は先に2つの法を改悪といいました。何時でも、何処でも、誰 もが安心して医療にかかれる国民皆保険を揺るがす危険があるからです。

国保財政が厳しい原因には、国保負担の引き下げがあります。1980年代には50%を超えていた国保会計に占める国庫支出金の割合が、今では25%程度に下がっています。今年度の国の予算では、軍事費を増やして国の予算が削減され、社会保障費の自然増は1,400円にも削減されました。そのために給付の削減や負担増が押し付けられているのが現状だと思います。

町民の"いのちと暮らし"を守るために、町が国に要請することは非常に大事だと思っています。先に答弁がございましたが、「全国知事会・市長会等による要望、要請を行っている」と、町長は本町単独で要請はしないという答弁でした。この要望・要請の内容を後日でいいですのでお示しください。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

再質問にお答えをいたします。

まず、第一点目の都道府県化における町ですが、先ほども答弁いたしましたが広域化になりましても、県になりましても保険税は統一ではなく町が決定いたします。この点は申し上げたところでございます。

二点目の未納者対策の軽減措置もしているのに、なぜ未納が防げないか。この問題は税に関することでは全て言えることですが、我々が徴収強化をするだけでは未納は防げませんし、まずもって義務だという点を改めて認識していただく。これはずっと往々の課題で町としても滞納対策には頑張りますが、徴収強化して未納が減るのかという点は疑問ではございますが、町としての責務は果たす考えでございます。

三つ目の国への要望事項の内容に触れる部分でございますが、高いから未納が増えるということですが思いは一緒です。安くて皆さんに提供できればそれに越したことはないですが、この国保会計を運営していくという大きな課題がございます。そういった点で「はい、下げます。」というようなことには現状がならないということをご理解いただきたいと思います。 四つ目の議員おっしゃっていただきました国への要望事項の内容でございますが、後日き

四つ目の議員おっしゃっていたださました国への要望事項の内容でこさいますが、後日さちんと内容についてはお知らせいたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

### 〇5番( 村 上 三三郎)

終ります。

### 〇議長( 石 田 茂 春 )

以上で、村上三三郎議員の一般質問を終ります。

ここで、10時30分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時19分)

### 〇議長(石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 10時30分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、8番:安部 大助 議員

### 〇8番(安部大助)

本日3番目の質問者の安部大助です。

今回は、今後の"まちづくり"にとって重要な計画、二つの計画の運用について質問をさせていただきます。

まず、「地方版総合戦略の検証と住民参画について」質問いたします。

平成28年度より開始された「地方版総合戦略」も既に1年が過ぎ、今2年目に入りました。 最終年度とされる31年度までに目標を達成できるよう"まちづくり"を進めて行かなくては なりません。そのためには、計画に対するPDCA、いわゆる計画・実施・評価・改善、このサ イクルを着実に進めていく必要があります

そこで、まず評価・検証についてお伺いします。

今年度は、昨年度に実施してきた政策の検証と評価をする年度であります。この検証方法については、外部有識者の参画、地方議会による議論の重要性などが国より示されております。また、本町のPDCAサイクルの基本的な考え方は、検証や改善内容を町民に向けて公表するとされています。

以上のことを踏まえ、本町における総合戦略の検証方法についてどのように進めていくか町長の考えをお答え願います。

また、検証機関については、より住民参画の推進や効果検証に対してその妥当性・客観性 を担保するため、行政外での検証機関も設置すべきと考えますが、町長の考えをお答え願い ます。

次に、住民の皆さんの意識改革についてお伺いします。

本計画の基本的な考え方の中でも、「町を担う次世代のために、直面する状況を共有し、 住み続けたいと思える町を町民自らの手でつくることが現世代が果たすべき役割となる」と 示されているように、総合戦略の目標達成には住民の皆さん自らが"まちづくり"に参画す ることが必要不可欠です。

しかし、この一年を振り返ると本計画に対する住民の意識は、策定時に比べ薄らいできているように感じられます。

実際に多くの住民の皆さまから「総合戦略はどうなった」と聞かれ、策定に関わった方からも同じ質問を受けることもありました。その要因には総合戦略の重要性を継続的に伝えきれていない、あるいは町民の皆さん自らが"まちづくり"に参加できるような環境ができていないからだと私は思います。

今後、目標達成のために住民の皆さんの意識改革を行い、そして住民の皆さん自らが"まちづくり"に参加できる環境づくりを進めていくことが私は一番大切だと考えますが、町長の考えをお答え願います。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

ただ今の、安部大助議員のご質問にお答えいたします。

分割質問一点目の「地方版総合戦略の検証と住民参画」についてのご質問についてでありますが、基本的な考え方につきましては、平成27年9月定例会での安部議員の一般質問で答弁させていただいたとおりでございまして、効率的にチェックができるような体制を念頭に、その準備を進めているところでございます。

具体的には、まず、前年度に実施した総合戦略対象事業をチェックシートによりまして、 担当所管課において事業評価を行います。取り組み内容に対しまして実績を確認した後、そ の結果を分析し、次年度以降の対応をどうするのか、方向性を定めて総合評価を行います。

その後、全事業を取りまとめた上で、「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生検証会議」において、事業報告と併せ、達成度や人口動態の確認など、総合評価をしていただくように考えているところでございます。検証会議のメンバーにつきましては、議員のお考えにもございますが、有識者、金融機関、産業関係団体、住民代表の方など、基本的には外部委員によって構成することを考えておりまして、今月中には会議を立ち上げ、7月以降8月中旬までに検証作業を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、住民の意識改革についてでございますが、総合戦略の三つの基本的な考え方の一つに「意識改革」を掲げておりますことは、議員仰せのとおりでございます。総合戦略の取り

組みにつきましては、広報誌や会議等で機会あるごとに人口動態などと併せて、その取り組みについて周知するよう努めているところでございます。しかしながら、住民の皆様に取り組み内容や、その経過を充分周知できていたかと申しますと、不十分な感は否めないと思っておりますし、また反省もしております。今後につきましては更に積極的な情報開示や、周知のあり方などを創意工夫してまいりたいと考えております。

また本町には、「まちづくり基本条例」におきまして、"まちづくり"の基本原則を掲げ、 町民の権利と役割を明らかにし、町民主体の"まちづくり"を推進しているところでござい ます。

「出前町長室」や「子ども議会」の実施など根付いてきた場面もございますが、今後は若い世代の方が"まちづくり"に対して、自由に意見交換ができるような場所づくりなども考えてまいりたいと思っております。

総合戦略事業の推進におきましても、その大前提に沿いまして情報の開示や、それぞれの 年齢にふさわしい"まちづくり"に参加できる機会の確保などに努めながら、進めてまいり たいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

## 〇8番(安部大助)

ただ今、答弁をいただきましたけど、少し町長の方に質問をしたいと思います。

先ほどでました「まちづくり基本条例」、質問と関連をしておりますので少しお聞きしたいですが、その中で基本条例の目的に「町民主体のまちづくり」を推進する、これが基本条例の目的になっておりますが、これに関して私自身、今までのパブリックコメント、あるいはいろんな協議会の中での公募したときの住民の皆さんの参加人数を把握しますと、本当に住民主体の"まちづくり"は進められているのか、推進されているのかと、まだまだ不十分な部分があるのかと思いますけど、住民主体としての"まちづくり"これが今、しっかりと進められているのかどうか町長の考えをお聞きしたいと思います。

### 〇番外( 町長 池 田 高 世 偉 )

再質問の町民主体の"まちづくり"が進められているか、という点ですが、我々といたしましてはこの「基本条例」設置以降、住民主体の"まちづくり"に向けてという取り組みを行っているところではございますが、成果という面でご指摘の「十分に」という部分は先ほどの情報公開と一緒で「不十分」という感じは否めない。

ただ、パブリックコメントにつきましては、こちらからお願いしておりますが、住民の皆様のお考えでございますので、私も少ないという分ではと思っております。なかなか文章で

というのは難しい面もあろうかと思っております。今後も出来るだけコメントを求める機会は増やしていきたいとは思いますが、それ以上に最後にご質問にお答えをいたしましたが、まず若い人の場面づくりと申し上げましたが、高齢者の方でもその年代、年代にあった情報・意見交換ができる場づくりを行い、そして少しでも皆さんの意見でできるものは形として見せていく。ただ「やれ。やれ。」といっていくだけでは住民主体にはなりませんし、ただそこには一点問題は、何でもかんでもやれる力はございませんので、優先順位は決めさせていただきますが、出来るだけ皆さんと意見交換ができたものが実現できるよう、またこれは特に「子ども議会」で質問・意見をいただいたときに感じたことですございますので、少しでも町にとってより良いと思えることは、できるような形で皆さんにお応えしていきたい。それが、"まちづくり"の基本だと考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

### 〇8番( 安 部 大 助 )

先ほど「基本条例」の目的、住民の皆さんが主体となって"まちづくり"を進めていくのが目的なんですが、町長の思いは私と一緒なのかなと。まだまだ住民主体の"まちづくり"にはなっていないのかと確認をしました。

その要因といたしましてはこの「まちづくり計画」、いろんな計画があります。「総合振興計画」が本町の一番重要な施策になっておりますが、そういった多くの改革を一生懸命つくられて、それを継続的に住民の皆さんも知らされていない、あるいは住民の皆さんの意識の中にそういったものがない、だから参加もできない。そういったところも一つの要因ではないかと思います。

その中で、先ほども言ったように「まちづくり基本計画」には"まちづくり"の企画立案、 そして実施及びその評価、それぞれの過程において町民が広く参加できる機会を確保しなければならない。これが町の役割りとして示されております。ここがまだまだ不十分ではないかと思います。

そして、この部分を見たときに今回の「総合戦略」の検証については、町長の答弁では「まずは担当所管課が事業評価をして分析をし、総合評価、まとめをしてから民間の外部機関の方へ、検証会議の方へ検証してもらう。」ということでしたが、これは今までのやり方だと私は思っております。

今後は、最初の質問でも言ったように客観的にこの"まち"の、今の"まちづくり"が順調に進められているのかというしっかりとした評価も必要であるという上からも、まず最初に役場の中の検証機関をつくるのはいいと思いますが、やはり外部機関、純粋に住民の皆さ

んで組織する機関も一緒につくって、そして片や行政の方では人口ビジョン、KPI、そういった数値に関しての検証等は行政の方でしてもらって、住民の方では今の"まち"の現状を把握しながら客観的な検証をしていく。そして最後に2つの検証結果を踏まえて、今後"まちづくり"をどう進めていけばいいのかという最終検証を、総合的な検証を進めていくべきであると私は思いますが、その辺の町長の考えを再度お伺いします。

もう一つ、今回の「総合戦略」の中の検証のなかに議会との連携、協議も必要であると国 の方から示されております。先ほどの答弁の中に、その辺があまりなかったので再度、議会 との検証する上での関わり方をお伺いしたいと思います。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

たくさんの質問がございました。まず一点目「情報発信」についてでございますが、これについては我々隠岐の島町として「課長会」でも、もう少し情報発信を上手にやりましょうということ言っておりますので、またその部分と住民の皆さんが主体であるという意味から、住民の声を聞くために常日頃から職員には現場に出かけて話をしてくださいとお願いをしております。もっともっと職員が現場に出て、住民の皆さんとの意見交換、声を聞くことが大事だと思っております。

二つ目の「検証の方法」ですが、並行して庁舎内と外部とやればいいのではというご指摘、 ご質問だと思います。外部組織につきましてはお互い同じ考えで答弁したつもりです。役場 が入らなくて、民間の外部の方だけの検証会議をつくりたいと考えております。

そして、並列並行でというご意見は分かりますが、最も理想的になればそこまでいけるようにしたいのですが、実は皆さんに検証いただくために"たたき台"というものは必要だと、その中で皆さんに意見をいただいて"まちづくり"に向けて取り組むことができればと思っております。最初から個々の事業を外部の方が全て把握するということであれば、まだまだ一年はかけて最初の時点から事業を見てもらわないといけないと思っておりますし、お考えは十分に分かりますが庁舎の中で、まずは担当部署でそういった実績を踏まえた、分析をした"たたき台"を作らせていただいて皆さんのお考えを聞きたいと考えております。

三点目の「議会との関わり」でございますが、確かにおっしゃるとおり議会との協議が、 私の回答では欠けていたと思います。

今後の議会運営委員会でも相談して、協議したいと思っておりますが、9月議会で検証結果を報告して皆さんのご意見を求めたいというふうには考えております。後、議会運営委員会と協議をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 〇8番( 安 部 大 助 )

今、町長の答弁をいただきました。しっかりとこの検証に関しては、より住民の皆さんの 客観的な外から見た評価を踏まえながら検証していただきたいなと思いました。議会との協 議内容については理解いたしました。

もう一点この検証、評価した内容、これの公表についてですが、今まではインターネット・ 広報誌等でこちらから主に発信する情報公開の仕方があったかと思うが、それは先ほども言 ったように、今までのやり方、反省すべき点かと私自身思っているのですが、今回はやはり 評価した内容、あるいは今後、来年度の事業には反省をもとにこういった事業を、画期的な 事業をしていきたいというような話の場を、機会をつくっていく。住民の皆さんにそれをお 知らせする「会話の場」が必要ではないかと思いますが、この公表についての・・。

先ほど、広報誌等の発信をするというかたちでしたが、そういった対話の場、機会をつくっていくことが私自身必要と思いますが、再度町長の考えをお伺いしたいと思います。

### 〇番外 ( 町長 池 田 高 世 偉 )

公表の仕方、住民の皆さんによく分かるようにというご指摘だと思っております。そう出来るかという部分で正直にお答えいたしますと、この戦略会議の概要としてどうしていくかということであれば出来るのですが、例えば事業一つひとつについて公表して意見を伺うと大変な労力、時間がかかるように思います。

公表の仕方については考えますが、一つひとつについてのそういった住民の皆さんと膝を 交えてはかなり難しいと思っております。我々は責任、責務として皆さんの検証結果を次年 度に優先順位を決める中で反映をしていく、先ほども申し上げましたが「子ども議会」なり 「出前町長室」の中で意見をいただいたもので出来るものを実現して、初めて意見交換がで きたというふうに理解してもらえると思っておりますので、当面ですが検証していただいた ものを我々の中で具現化できるようなものを具現化できるようなやり方で向かって対応して いきたいというふうに考えております。

#### 〇8番( 安 部 大 助 )

公表の件に関しては、「総合戦略」のことに限ってしまったのですが、以前は前町長が「出前町長室」で町の課題や予算についての説明とか、その中でやられた経緯もあります。そういった面でも、まず、私も「協働」という言葉をよく使うのですが、それには"対話"と"共感"これが大切ではないかと思います。ぜひ、今後もその辺を検討していくべきかと私は思っております。

次に、二点目の「公共施設等総合管理計画について」の質問に移りたいと思います。 本年3月に「公共施設等総合管理計画」が策定されました。

この「公共施設等総合管理計画」は、将来の財政負担を軽減し町の健全化を図ることや次 世代に良質な資産を引き継ぐことなどを目的とされております。町のスリム化を進めるため には重要な計画だと私は認識しています。

特に本計画の運用について国は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するためは、 老朽化対策や適切な維持管理・修繕の実施などに加え、将来の"まちづくり"を見据えた施設の適正化が含まれていることから議会や住民との情報及び現状認識の共有することが必要であると国は示しております。

また、本町の総合管理計画においても、この実行体制に関して、町民と協働に向けた環境 整備が必要と記載されていますことから、地域や住民の皆さんのニーズを把握した上で住民 参加型の計画の運用を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、本町の「公共施設等総合管理計画」について、今度どのような運用をしていく考 えなのか町長のお考えをお聞かせください。

## 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

分割質問二点目、「公共施設等総合管理計画」についてのご質問についてでありますが、議員仰せのとおり、本計画は町の公共施設等の実態把握、維持管理における将来の財政負担の軽減を図り、町政運営の健全化を推進するための基本方針でございます。インフラ関係の上下水道、道路、漁港、港湾等につきましては、それぞれの長寿命化計画を策定しているところでございまして、その計画に基づき財政負担の平準化を進めてまいります。

議員ご指摘の、実行体制において地域のニーズを把握した住民参加型計画が必要ということにつきましては、当然、私もそのように認識をしております。

各地区における公共施設等の統廃合、新設等様々な場面がございますが、これらにつきましては個別施設の現状把握を十分に行い、今後の方向性について、各自治会、住民の皆様との意見交換を踏まえた、実施計画となるように進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

### 〇8番(安部大助)

ただ今、答弁をいただきました。

再質問させていただきたいと思います。先ほどの町長の答弁の中で「今後この計画に関しては各自治会、住民皆さんとの意見交換会等を開いていく」ということでした。

ここで、特に公共の建築物に限るかちょっと分かりませんが、ひとつ壁ができるのが、例 えば町長の政策として「こういった施設が必要だ」、「こういった施設の統合が必要だ」、あるいは「廃止」とか出てくると思うが、その時に住民の皆さんの声として、町長と政策が違うようなことが発生した場合には、町長はどのような対応といいますか、考えをもっておられるのかお聞きしたいと思います。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

計画につきましてそれぞれのお考えがございますから、まずそういった場面が生じた場合という前提でお話するとしましたら、当然、町としてその方々の意見交換はさせていただく。 十分というのはお互いの判断ですから、どの範囲が十分か分かりませんが、当然何回かはお話し合いをさせていただくというのは前提です。その上で、町の将来、先の計画、方針を踏まえて私が判断します。

### 〇8番(安部大助)

終ります。

### 〇議長(石田茂春)

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終ります。

次に、6番:西尾 幸太郎 議員

#### 〇6番( 西 尾 幸太郎)

通告にしたがいまして、「支所・出張所の施設整備」について町長にお聞きいたします。 本年5月29日に町のホームページに「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」が公開されま した。先ほども安部大助議員が質問しておりましたが、この計画の基本方針に「総資産量の 適正化」について示されています。町民ニーズや費用対効果などの面から、全町的な視点で 総合的に評価を行い適正な施設保有数を実現するとされておりますので、単にコストダウン の為に施設数を縮小するものではなく、必要に応じ施設の複合化・機能の強化をもってして 施設の数を最適化するものと理解しております。

この計画の考え方に関しては、私は概ね賛成の立場であります。施設が分散配置されていることにより、かえって住民の皆さんが不便になっている部分もありますので、この辺りも考慮してこれらの計画に取り組むべきと考えます。特に老朽化の著しい五箇支所、中出張所、布施支所は、早急に計画に取り組む必要があり、五箇支所で言えば生涯学習センター、布施支所で言えば布施公民館などの既存施設との機能統合も視野に入れ、これまでの窓口業務中心の支所から、地域コミュニティ活動の中核施設として支所や出張所を将来的には機能させ

る必要があると考えます。

そこで、町長に将来的な支所機能のあるべき姿、また支所・出張所などの整備に関する展望やスケジュール感についてお聞きいたします。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

ただ今の、西尾幸太郎議員のご質問にお答えいたします。

分割質問一点目の「支所・出張所の施設整備」についてのご質問にお答えいたします。

最初に「将来的な支所機能のあるべき姿について」でありますが、先ほども申し上げましたが常々私は、職員にもっと地域に出かけて町民の皆様と話をすることを指示しており、その最前線がそれぞれの支所・出張所であると考えております。住民同士の結びつきが強いこれらの地域において、「住んで良かった」と思える"まちづくり"を進めるためには、議員ご指摘のように地域コミュニティの活性化は必要不可欠であると同時に、職員と住民が力を合わせて地域課題の解決に向けて取り組むことが、何よりも大切であると考えております。

そのためには、町が実施をしております地域活性化交付金や地域担当職員制度の十分な活用、地域おこし協力隊や公民館活動との連携を図る中心施設として支所・出張所を位置付けたいと考えているところでございます。

次に「支所・出張所の整備に関する展望やスケジュール感について」でございますが、五 箇支所及び中出張所につきましては、施設も古く、先ほども申しておりますが他の施設も考 えながらですが機能も分散しておりますことは認識しており、住民の皆様の生活に支障をき たすことがないよう再整備の必要性はあると考えているところであります。

しかしながら、今年度より、庁舎を始めとする大規模工事を予定しておりますことから、 再整備につきましては、公共施設の整備計画や事業計画と十分に調整を図りながら、実施に 向けて検討してまいりたい、やっていきたいというふうに考えております。ご理解をお願い いたします。

### 〇6番( 西 尾 幸太郎)

二点再質問させていただきます。

一点目、現在の支所等の施設に関して町長が今どういう問題があって、例えば将来的にはこういうふうな施設であってほしいというビジョンがあったらもう少し詳しく教えていただきたいというところと。現在、地域包括ケアシステム等の高齢者などの中心になる「健康づくり」・「介護予防」とかいうところの取り組みを公民館活動の中で「健康づくり」とか、あと保健課・福祉課の方の活動でやられていると思うのですが、そういった活動も今後、支所

とかが管轄している体育館施設等が機能していかなければいけないのかなというふうに思いますので、その辺りとの関わり合いといいますか、支所がどう関わっていくべきであるか町 長の考えをもう少し教えていただきたいと思います。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

現在の支所の状況、そしてどのような支所になっていかなければならないかということですが、合併時の話も支所機能が特にでしたが、私は支所が最前線で砦、窓口であって支所が活性化すること、支所を地域の皆様が一緒になって活性化することがその地域の発展、活性化だと思っております。その意味で今後地域コミュニティの拠点となるよう、西尾議員がおっしゃられたとおり、公民館活動も全てのことが支所も一緒になって出来るような形がつくれたら、また形をつくっていくべきだというふうに思っております。

今、各支所でそれぞれの特性を活かして、布施地区においては「水産加工」を中心にとか、 五箇支所については「花」とかいろんな。支所・自治会・区長会のいろんな話し合いの中で独 自のものをもって取り組んでいる場面も見られますし、そういった地域のコミュニティの中 心となるような人であってほしいと思っております。

また、その意味からも既存施設の活用ということもありますが、支所については複合施設が望ましいのかなという部分も私個人は考えておりますが、今後、支所・出張所につきましての協議はその地区の自治会の皆さん方と踏まえて、意見交換の中で設置についても検討していきたいというふうに考えております。

#### O6番( 西 尾 幸 太 郎 )

現在、公民館と支所が分散配置されていることによって、一緒にやれば直ぐにでも素晴ら しい力を発揮できるのに、その立地的な条件によって損をしている部分もたくさんあると思 います。

今後、町職員が減ってきて、逆に問題等が多く発生してきて仕事が増える中で、縦割りで公民館の職員と支所の職員を配置するよりは一緒の位置になって縦割りの役割分担ではなく、一緒にやっていくような仕組みづくりも今後検討していくべきかと思いますので、その辺りも検討していっていただきたいと思います。

再質問二点目ですが、支所・出張所の施設に関しては今後の年次計画に中で取り組んでいくという答弁にあったと認識しております。ただ、年次ごとに「中期財政計画」を示されておりますが、このような必ず必要な施設の改修であるとかというものに関しては、やはり中長期的な計画の中に早急に盛込んで果たして「中期財計画」の中でどのような影響が出るか

というところを考慮して計画を立てていかないと、こういった財政計画も説得力をもたない のかなと思います。その辺りについての町長の認識を伺いたいと思います。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

議員仰せのとおり、「整備計画」に登載して取り組むべき事業だと思っておりますし、私、 選挙戦においても中出張所の設置問題についても公言しておりますし、出来るだけ早いかた ちで支所・出張所機能の整備については計画に盛込んでいきたいと考えております。

### 〇6番( 西 尾 幸太郎)

取り組んでいくという前向きな答弁をいただきましたので、この質問はこれで終りにしたいと思います。

分割二点目の「地区振興計画」仮称ですが、これについて質問いたします。

合併から10年以上が経過し、旧3村地区などは旧西郷地区以上に過疎化・高齢化など地区の疲弊が目立つようになってきております。

平成27年9月定例会の一般質問で、前町長に対して当時総務教育民生常任委員会で視察した熊本県氷川町の総合振興計画の地区別計画と同等の詳細計画が、西郷港周辺の計画においても必要ではないかと指摘したところ、「新市街地基本計画」で対応するとの答弁をいただいております。これから策定される「新市街地基本計画」に期待するところではありますが、一方で先ほども述べた五箇地区、都万地区、布施地区、そして中地区についても、中長期的な地区振興計画(仮称)が必要ではないかと考えています。

ただ、現在大規模事業課では大きな事業を抱えて地区振興計画まで手が回らないのも現実でありますので、支所・出張所と各地区の住民の皆さんで計画策定を行い、策定された振興計画を基に必要な事業に関する予算等の権限を支所・出張所に持ってもらい、各地区の振興を担っていくべきと考えます。

各地区振興の必要性、及び熊本県氷川町の地区別計画のような地区振興計画(仮称)の策 定について町長の所感をお伺いします。

#### 〇番外( 町長 池 田 高 世 偉 )

分割質問二点目「地区振興計画(仮称)」についてのご質問についてでございますが、議員ご承知のとおり、総合振興計画は平成20年に策定し、平成26年9月に期間を平成31年度までとしたところであります。その中で議員がご指摘された「西郷港周辺の再生計画の必要性について」は、一昨年の答弁のとおり、現在新市街地基本計画策定に取り掛かっているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

議員仰せの周辺地域、布施・中・五箇・都万地区のそれぞれの地区振興計画の策定が必要ではないかとのご意見でございますが、本町の最上位計画であります「総合振興計画」においてゾーン別施策の基本方針を掲載しているところでありまして、毎年度個別事業計画を策定し展開しております。これは各地区のという意味です。

各支所・出張所においても、各自治会及び区長会との連携を図りながら事業計画をしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

### 〇6番( 西 尾 幸太郎)

二点再質問いたします。

まず一点「地区振興計画」については、現在「総合振興計画」の中で包括できているという答弁だったかと思います。

先ほど、安部議員の質問の中にもありましたが、その計画はあるのですが、では各地区の方が「総合振興計画」についてどの程度周知しているのか、我がとこの計画がどのようなものがあるのかというものに関しては「総合振興計画」が出来てからもう10年経って、その辺りの認識というものはかなり薄れてゼロに近い状態なのかなと思っております。そういった面でもやはり「総合振興計画」については最上位計画になりますので、この部分をかみ砕く形というか、各地区ごとにどういったものが「総合振興計画」にあるのかというものを整理した計画自体は、住民周知の意味でも必要になってくるのではないかと思いますし、後は「第1次総合振興計画」については平成31年までとなっておりまして、「第2次総合振興計画」についてはまだ方針が示されておりませんが、今後「第2次総合振興計画」に取り組むにあたってそういったことも各地区の方々がどう計画を認識していくべきなのかということも考慮して計画策定に取り組む必要があるのかと思いますので、その辺りの町長のお考えをお伺いしたいと思います。

### 〇番外 ( 町長 池 田 高 世 偉 )

各地区ごとに計画を周知すべきだという点でございますが、今、確認をさせていただいた のは各支所で区長会の方に予算取りをするときに年度別の事業計画を説明しております。

議員のお考えと少し違う点は、まだ各支所にその事業予算を置いておりませんのでそこが違うのですが、今の状況は各地区で、区長会で話された事業計画を地区に説明・協議して、予算取りのために「振興計画」の中で話すということで、各事業の予算は支所にはございませんが区長会には周知していると。ただ、それが末端にという、全ての住民の皆様という点は浸透していない部分がございます。

最初に申し上げましたように、各地区の代表者の区長会の方々とその地区に必要な計画を 作って実施していく方向でやっていきたいと思っております。

### 〇6番( 西 尾 幸太郎)

先ほどの安部大助議員と同じような指摘になりますが、"協働のまちづくり"を謳うのであれば、やはりどうしても地区要望に関しては目の前の問題、今起こっている問題に関する改善、修繕というところの要望がメインになってくると思います。協働で"まちづくり"をしていくためには、やはり長期的な「総合振興計画」のような町の一番頭になる計画については、今後住民周知はかなり重要になってくるのかというふうに思いますので、その辺り今後、支所の職員さんたちに周知に関しては期待したいところであります。

先ほど少しふれたのですが、「第2次総合振興計画」については大きな計画になってきます ので、早急に着手する必要があるのかと思います。最後にその辺り、どのように着手してい くのか町長のお考えをお聞きしたいと思います。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

「第2次総合振興計画」につきましては、今、計画されているようでありまして平成30年来 年度から取り掛かっていきますのでご理解をお願いいたします。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

終ります。

### 〇議長(石田茂春)

以上で、西尾 幸太郎 議員の一般質問を終ります。

次に、4番:石橋 雄一 議員

### 〇4番( 石 橋 雄 一 )

一般質問を行います。

いよいよ有人国境離島特別措置法が4月に施行されました。私も数回、本土にまいる際に 隠岐汽船を利用いたしました。大変安くなったと実感しております。今後の予算折衝に向け て、町長始め邁進されんことを大変期待しております。

さて、私は3月定例議会において「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「有人国境離島特別措置法」の施行に併せ、私たち隠岐の島町の人間が何を始め、何をやってゆくのかが今後問われてくるのだということを申し上げたわけですが、国がここまで踏み込んで、地方の活性化について、特に隠岐のような離島、そして国境地域に対して手厚い保護を法律まで作って指示してきたことについては大変有り難く感謝を以て受け取らねばならない

と思う反面、具体的戦略、戦術についてはそれぞれの自治体に委ねられているわけで、私たち隠岐の住民も腹を括って、このことに向かっていかねばならないというふうに考えております。このことを踏まえながら、本日の質問に入らせていただきます。

まず、一点目「観光振興について」質問いたします。

3月定例議会において、「第2次観光振興計画」が本年4月より実施になる旨伺いました。現状を把握して、課題を整理しながら確実に前に進むための道しるべとして策定したと伺いました。しかしながら足元では株式会社あいらんどの解散問題などが発生しており、隠岐の観光を根底から揺るがしかねない事態になっています。この事態に対応するために緊急の対策会議の必要性を私は訴えかけたわけなんですが、これに対して、「計画目標を実施するために、どのように事業展開して行くのかを議論し、目標に沿った年次計画を立て、関係団体や事業所が連携を図りながら事業を実施してまいります。その上で、成果を分析し、評価検討を行い、反省点をもとに次の目標に向かってチャレンジしてまいりますと。その中心となるのが計画にも明記しております『観光戦略推進会議』であります。」というご返答いただいております。この会議の現在までのところの進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

そして、会議の中心課題である年次計画等々作成されているかどうか。海図なき航海については混乱を招くだけですので、この点についてお答えいただきたいと思います。

そして、他観光組織との連携はどのようになされているか、具体的にお答えいただきたいと思います。隠岐を訪れたことのある方のHPなど見ておりますと、4つの島のそれぞれの観光協会のほかに、広域の隠岐観光協会、隠岐世界ジオパーク協議会、隠岐空港利用促進協議会などのHPが乱立しているということで、ゴチャゴチャしていてよく分らないと言うような感想が書かれています。ビジュアルとかアイキャッチャー、スローガン、ホームページ構成の統一など必要ではないかと思いますが、連携の具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

そして、最後に問題となっている株式会社あいらんどのその後について伺いたいと思います。本年度予算で1億5,000万程度の共立メンテナンスに対する未払金が計上されています。 その支払い義務について町は交渉の余地があるというふうに聞いておりますが、共立メンテナンスとの交渉状況及び今後についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

以上、最初の質問お願いいたします。

ただ今の、石橋雄一議員のご質問にお答えします。

分割質問一点目の「観光振興」についてのご質問でございますが、その中の一点目、「観光 戦略推進会議の進捗状況」についてでありますが、「第2次観光振興計画」は本年4月より計画 期間に入りました。この計画に基づき具体的な事業展開を図るものですが、現在、この推進 会議の会議員を選定中であり、来月末を目途に委員の任命を行います。会議は、年4回の開催 を計画しており、今年度事業の評価・検証を行い、次年度以降の短期の事業計画を検証を踏 まえて作成してまいります。

二点目の「他の観光組織との連携」についてでありますが、隠岐の交流人口を拡大し、経済効果を高めていくためには、観光関連団体が情報を共有し、役割分担を明確にしながら連携強化を図ることは言うまでもありません。

具体例でございますが、今年度の新規事業といたしまして、特定有人国境離島地域特別措置法を活用し、隠岐観光協会を中心に、各島間で体験メニューの予約状況等をオンラインで共有することが出来るWEB予約システムの導入に取り組むこととしており、効果的な案内や体験メニューの参加率の向上を目指すこと、また、町観光協会と連携し、町内宿泊施設のトイレ洋式ウォシュレット化、及びフリーWi-Fi 整備に対する補助事業にも取り組んでまいります。

更に、松江・境港・隠岐観光振興協議会と協力し、サイクリング愛好家を招致するために、 情報発信を始め、マップ作製、サイクリング大会などに取り組んでまいります。

今後も本町の観光振興計画を計画どおりに進めるためにも、国・県・他町村・関連団体等 との連携を強化してまいります。

三点目の「株式会社あいらんどの状況及び株式会社共立メンテナンスとの交渉状況」についてでありますが、本年3月定例議会でご説明いたしました方針に基づき、計画どおりに進めております。

今議会会期中に「株式会社あいらんど第22期定時株主総会」が行われますので、その結果 及び進捗状況につきましては、全員協議会でご報告させていただきますのでご理解をお願い いたします。

### 〇4番( 石 橋 雄 一 )

再質問をいたします。

まず一点目、「観光推進戦略会議の進捗状況」についてですが、年4回ということですので 単純に考えて3か月に1回で4・5・6で既に6月には1回開催しておかないとペースが追いついて いかないのではと思うのですが、なるだけ早く人選をされて会議の開催をお願いしたいと。 これに従って、現在かなり危機的な状況にある観光の状況を早目に解決する方法をとっていただきたいと思います。

二点目の「他の観光組織との連携」ですが、連携のヒエラルキーというか・・何というかどのプラットフォームを使って連携しているのかということなんですね。例えば定期的に開催される会議で連絡を取り合って方針を述べて、例えばWi-Fiシステムはどこかから提案があって会議で認定して、各部所に振られていくのかどうなのか、そういうことなんですが。その辺のヒエラルキーというか、連絡網というか、そういう連絡体系があるのかどうか確認したいと。なければ是非つくってもらいたいということなのですが。

それから三番目、「株式会社あいらんどの件」ですが、実は私の父親も株主でして、明後日は私が代わりに参加する予定になっているのですが、決算書等々について書類をいただいておりまして読ましていただいたのですが、私が感じるところは指定管理業者である共立メンテナンスの責任ということについてこれはかなり大きなものがあるのでは、実は昨年度も2,500万円赤字が計上されているのですが、この経営陣の経営の仕方、やり方についてかなり問題があるなと資料を見て思ったのですが。この辺は後日、全員協議会でやるということですので述べたいと思います。以上です。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

再質問といいますか、一点目は早期に人選をして検証にかかりなさいということでございます。おっしゃるように早期にという思いはありますが、お答えいたしましたように来月末までには人選をして、その後、4回と言っておりますが、できるだけ検証が出来る範囲、出来るように努力したいと思っております。

二点目の関係機関との連絡網、連絡のあり方ですが、これは各事業、例えば隠岐観光協会の事業でありますとWi-Fiとウォシュレット、これらについては幹事会がございますのでその連絡会議で常に確認し合っております。また、年2回の総会の事業計画の方にもそういったかたちで提案しております。

また、松江・境港・隠岐についても課長レベルの連絡会がございますので、そこで常に協議はしているところです。

三点目のあいらんどにつきましては、議員のお考えもございましょうが、先ほど申し上げましたように全員協議会で皆さん方にご報告して、ご意見を伺いたいと思っております。 よろしくお願いいたします。

#### 〇4番( 石 橋 雄 一 )

もう一点だけ質問いたします。

二点目の他の観光組織との連携という問題ですが、その挙がっているものが寄せ集めというか、戦略の一貫性というものが。隠岐の観光にとって何が足らなくてだからこうなんだという一連のあれが感じられないというか、突然Wi-Fiのシステムが出てきたり、サイクリングの大会が出てきたりと、この辺はどう考えている・・。要するに観光計画そのものがあるのか、ないのか、作っているのか、あるいは作れないのか、その辺のところをちょっと聞きたい。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

ご指摘のお考えでいうと、隠岐島の総合計画の中で対応しているからという点だと思いますが、先ほど説明しました私どもの計画がございます、それに基づいて各協議会の話し合いの中で、あくまでも隠岐の島町の「観光振興計画」に基づいた計画を実施してというふうに考えております。

### 〇4番( 石 橋 雄 一 )

次年度からの話になりますけども、その辺のあたりにも十分チェックをしていきたいと思います。

もう一つだけ聞きたいと思います。この「観光推進会議」と他の観光組織との連携については、どのようにお考えでしょうか。

### 〇番外 ( 観光課長 吉 田 隆 )

事務的なことでありますので、私の方から回答させていただきます。

「戦略会議」につきましては15名程の委員を予定していますが、これは検証・評価する委員でありまして、当然他の団体からの意見を聞くこともありますが、常に連携しているということではございません。

#### 〇4番( 石 橋 雄 一 )

はい。分かりました。

次の質問に移らさせていただきます。

先ほど同僚議員の方からも質問がありましたが、「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合 戦略」について伺います。

これについては、私が聞いているところによると実際には定住対策課の方が所管になっていて、実際には計画を言い方が悪いですが取り集めて一応の形にしたと、いうふうな仕事の進め方ではなかったかなと思っているのですが違ったら申し訳ないですが。

私が思うところによると、隠岐の島町戦略会議という部分についてなのですが、分かりやすく図を作ってまいりました。(ボードを使って説明)ラインとスタッフ、いわゆるラインといわれる指示命令系統のスタッフが横に付いていくわけですが、ここの所を提案しているということです。これについて計画的にやっていければなと思っております。

二番目の質問、「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」に入ります。

安定した雇用の創出・新しい人の流れをつくる・若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える、時代にあった地域をつくり、安心な暮しを守るとともに地域と地域を連携するという基本目標のもと、それぞれ重点項目が設定されて、それぞれ予算化されていますが、昨年度これらの決定に至るまでの経緯を伺いたいと思います。主管はどこで、運営母体はどのような組織で、どのようにこれらは決定されたのか内容をお聞かせいただきたいと思います。そして本年度についても同じく伺いたいと思います。どのような組織のもと、運営され、予算化されて行くのかお聞かせ願いたいと思います。

有人国境離島特別措置法の内容が多部門にわたっており、組織の運営に齟齬が出てきてはいないかということを私は感じるところです。国、県の要望が全体的になってきておりまして、単独の部署では捌ききれない事態が発生しているのではないかということです。今回、私は提案としてラインとスタッフの考え方を提案したいと考えています。説明するまでもなく組織はラインとスタッフで出来ておりまして、ラインは指示命令系統の統一ということ、スタッフはライン上位者の補佐という意味であります。

最近の国や県からの要望は、単独の所管課で対応出来るようなものではなく、他部門にわたっているため、従来のようなラインのみの考え方では対応できないのではないかというふうに考えています。例えば「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでありますが、現在は定住対策課が所管になっていますが、なぜ定住対策課なのか、内容を見れば木質ペレットの製造設備整備事業は建設課、宿泊施設品質向上事業は観光課、島で結婚推進事業補助金は定住対策課という具合に他部門に事業項目がまたがっています。言って悪いですが寄せ集め感が否めないのではないかと。格好だけ整えているのではないかという気がいたします。

総合戦略推進事業はこれからの隠岐の島町の姿を形作っていく大事な事業と認識しています。 戦略的に十分に考えられて練られた事業でなければと思っております。

例えばの話ですが、第2次安倍政権が特に力を入れている経済財政諮問会議、骨太の方針 とか作っている所です。他の内閣では国家戦略会議等々でやっておりますが、こういったこ とが私が考えている事の好例と思います。あるいは東京都の小池知事が取り組んでいる行財 政改革本部等々の考え方です。私の考えでは、副町長のラインのすぐ下の横に「隠岐の島町 戦略会議」のような組織が必要ではないかと思います。町長は公務でお忙しいでしょうから、 副町長が中心になられて専任のスタッフを置いて、民間からも有志を募って、企業経営が出 来る人、その道の専門家等々を呼んで中心に組織して、様々な課題について討議する機関が 必要ではないかと考えています。

先ほど説明した図がこれです。町長がいて、副町長がいて、これがいわゆるラインの考え 方です。スタッフが横のこれです。副町長の下のここに「隠岐の島町戦略会議」というもの を設定して、あらゆる部門に亘る細かな部分、戦略的な部分を考えていく組織を作られたら どうかというのが私の提案なんです。これはいろんな自治体で現実にやられている問題です、 やることについてはさほど問題はないかと。その辺りの検討もちょっとお願いしたいと思い ます。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉)

分割質問二点目の「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでありますが、 まず、「どのような組織の元、運営され、予算化されていくのか」でございますが、基本には 毎年度実施いたします、本町の「総合振興計画」の事業実施計画策定の事業評価や事業提案 の見直し作業を行う中で、総合戦略の基本目標や重点プロジェクトに合致する事業を抽出し、 対象事業の決定を行い、その結果によりまして担当します所管課において予算化をし、事業 を実施しているところでございます。寄せ集めという言葉がありましたが、あくまでも所管 課は事業を実施しますが、取りまとめをする部署を置いていると。定住対策課は取りまとめ、 各枝葉の事業を各所管課が予算化して実施するという形です。

次に、議員ご提案の「隠岐の島町戦略会議」のような組織の必要性についてでございますが、お考えは十分理解できますが、現時点におきまして設置という考えはしておりません。しかし、今後さらに効率的な行政運営を行っていく上においては、議員仰せのとおり、柔軟性のある戦略策定や垣根を取り除いた横断的な組織の動き方、また、本町の事業全体を幅広くコントロールできる体制のあり方など、これから改革していかなければならない点も多々あると認識しております。今後検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

## 〇4番( 石 橋 雄 一 )

再質問というか、意見を述べたいと思います。

戦略性、町政の戦略性、観光施策もちろんですが、総合振興計画ももちろんですが、民間に多くの優秀な方がいらっしゃいます。私も2人、3人知っているわけなんですが。例えば、あいらんどの問題とかは、会社経営の専門家でなければなかなか難しい問題じゃないかと思うのです。だから、そういった問題については、町だけで抱えないで民間の力も活用して、優秀な方もいっぱいおられると思うのです。そういう方を使って全員で問題を解いていくというシステムをつくっていかないと、何というか後追い、後追いになっていってしまう。「出来ているのか、出来ているのか」と問われてから初めて動くみたいな感じになっていく。先に契約をする、戦略を作る、こういった姿勢が町全体の姿勢として必要ではないかと思うわけなんですが。これは私の意見というか、聞いていただければいいなということです。

続けて三点目の質問に移りたいと思います。

「朝鮮半島の有事への対応について」質問いたします。

マスコミ報道でもご承知のとおりだと思いますが、朝鮮半島有事が現実のものになりつつあると思いますけども、米空母が3隻、日本海に配備されているということも聞いております。北朝鮮に対する臨戦態勢ができつつあるのではないかというふうに思います。韓国では大統領が弾劾されて新大統領が選ばれております。先日、隠岐の島の約300km北にミサイルが着弾しました。非常に危機的な状況ではないかと。我々こうやって議会やっておりますが、我々が住んでいる日本海のすぐ傍に空母がいるという事態をむかえているわけで、なかなか危機的な状況だと思っているのですが。

今後どのような形になるのか予想はできませんが、海流に乗って朝鮮半島の東側から鬱陵島、竹島、隠岐の島に向かってリマン海流という海流が流れているらしいです。これは教育長ご存知だと思います。自然に船に乗って流れてくるらしいです。こういったこともありますので、国や県からの指示が今どうなっているのか。また、町長はこの件についてどのように考え、どのように対応されるつもりなのかお考えを伺いたいと思います。

#### 〇番外 ( 町長 池 田 高 世 偉 )

分割質問三点目「朝鮮半島有事への対応」についてでありますが、議員ご指摘のとおり北朝鮮による核実験の実施やミサイルの発射など北朝鮮を取り巻く情勢は予断を許さない状況となってきております。

弾道ミサイル等による武力攻撃やテロなど災害以外の危険が迫っている場合には、「国民保護法」、正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」により国、県や関係機関と連携して対応することになっております。

本町におきましても、段階ごとに危機管理連絡会議、危機管理対策本部、国民保護対策本部を設置いたしまして対応をすることといたしておりまして、今回の場合におきましては、国や県との情報の共有を図り、迅速な対応ができるよう備えております。

来る8月7日には、島根県主催の国民保護に関する講演と関係機関による図上訓練等が本 町で実施されますので、ここに参加いたしまして迅速な対応につなげてまいりたいと考えて おりますので、ご理解をお願いいたします。

また、今日から総務省の方でこの対応のコマーシャルも流れていると、ヤフーでもテレビ でも報道されております。よろしくお願いいたします。

## 〇4番( 石 橋 雄 一 )

最後に再質問ですが、図上訓練というのはどういう訓練なんでしょうか。

### 〇番外 ( 危機管理室長 吉 田 篤 夫 )

はい。図上訓練というのはシナリオを発するナレーターがおりまして、それを机の上で関係機関が集まりまして、それの対応について紙ベースで訓練をするということで、今回の場合は避難要領の作成までの訓練を行う予定にしております。

### 〇4番( 石 橋 雄 一 )

はい。分かりました。以上で終りたいと思います。

#### 〇議長(石田茂春)

以上で、石橋 雄一 議員の一般質問を終ります。

ただ今より、13時30分まで昼食休憩といたします。

(本会議休憩宣告 11時53分)

#### 〇議長(石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 13時30分)

引き続き、一般質問を行います。

最後に、9番:前田 芳樹 議員

### 〇9番(前田芳樹)

早速質問に入りますが、まず一点目です。

本町の墓地細則・要領で個人墓地の新設規定の明瞭化と周知徹底についてでございます。 墓地細則・要領で個人墓地の新設規定が不明瞭でないかと思います。それを分かりやすく しておくべきではないかという点についてお伺いしておきたいと思います。 個人墓地の新設に関する隣人間のトラブルを回避するために、平成24年9月議会で一般質問をしております。個人墓地の新設の場合の規定を分かりやすくするよう細則と要領の補足改訂を提案しておりました。当時は、周囲100m以内の住民の「同意書」を得ないで個人墓地を私有地内だからといって新設した人が、これが良識のある人でありましたので隣人からの苦情を受けてから自主的に墓石を移設してトラブルを解消したのでございました。その時に行政はいわば何の指導勧告も出来ていなかったのでございます。今再び同様の個人墓地の新設をめぐる隣人間トラブルが発生していることと、やはり行政が整然と指導勧告を出来ず、本町には法令の次に墓地細則、そして要領まで4本もあることも周知徹底されていないようですので、誰もが心穏やかに暮らせる町にするための全域的な共通課題であろうかと思いますが故に再度質問をいたします。

墓地に関しては、昭和23年の法律第48号及び厚生省令第24号に定めるもののほか、本町での法律施行に必要な事項を「隠岐の島町墓地、埋葬等に関する法律施行細則」と「隠岐の島墓地等許可事務取扱要領」で定めております。しかしながら細則と要領を読み返してみましても法人経営の分譲墓地等と個人が新設する墓地に関する規定が混交しておりまして、個人墓地の新設の場合の許可規定が不明瞭となっていると私は思っております。一般住民にこれを読んで良く理解しておくようにと求めても無理があるのではないでしょうか。

「広報隠岐の島」2010年8月号で、「墓地の新設、移設を行う場合は町長の許可を得る必要があります。」との広報がありました。それ以外、平成26年6月と平成27年2月の「お知らせ便」、そして平成27年3月の「広報隠岐の島」、平成27年のホームページ修正など広報はなされております。ただ、平成28年と29年には無いように思います。

住民周知の徹底を図る必要がまずあるようですので、毎年度当初に繰り返し、定期的に広報をするべきではないでしょうか。

私有地内だからといって、周囲 100m以内の隣人の承諾書なしに無届け、無許可で個人墓地を新設していては隣人間の感情的なトラブルになることは自明のことです。しばらく家を留守にして帰って来たら、家からわずか10数メートルの近隣地の宅地に個人墓地が出来ていて、窓を開けて縁側から庭木や花を眺めるのが楽しみであったのに他人の墓石が眺めを占領していては不快になるのは当たり前のことです。これは地価評価や財産価値にも影響してくることでもあるのです。役場へ指導勧告を申し入れたが一向にらちが明かないということでもありました。

近年、高齢化などで平坦地の居宅近くに個人墓地を移設することが増加しているように見

受けられます。愛しき家族を近くに置きたい心情も理解できますが、隣人にとってはそうはなりません。住宅近くでも既設の集団墓地内なら合意の上だから問題は起きませんけれども、それまで墓石のなかった宅地間に新設する場合には心情的なトラブルが発生するので、隣人の日々の安寧を驚かし財産価値まで低下させるような一方的な行為は公序良俗に反します。合意の上に社会は成り立ち、合意形成のできないところに人々が安心して暮らせる社会はありません。そこに行政権の果たす役割があるはずでございます。個人墓地の新設に関する行政権の行使が整然とできるように要領を分かりやすくしておくべきではないでしょうか。

つきましては、要領で個人墓地の新設の不明瞭な点を分かりやすく補足改訂しておくべき ではないかと思う部分は。

これは要領に書いてございませんから言うところでございます。

ア、要領第6条(1)、集団墓地以外で新設しようとする個人墓地から周囲100m以内の居住者から書面同意を得て、許可申請時に提出すること。これは細則のところでは周囲100mとなっております。細則で周囲100mと言いますと外周100mのことですから、直径32m、半径16mにしかならない。そして、この要領では100mということをはっきり書いてないのですので書いておかないといけないと思います。

イ、同意書面もなく、無申請、無許可で個人墓地を新設していて、隣人が承諾しない場合に は撤去させるなり業務改善命令を下すべきだと思います。従わなければ強制撤去を執行する とか、この条項が不足しております。

ウ、「法、省令、細則」では個人墓地に関する部分は少なくて判然としておりません。「要領」で個人墓地に関する規定を示しているが、間接的な言い回しが多くて分かりにくいと思うのです。「要領」で直接的な表現にして必要条項を分かりやすく箇条書きにしてはどうでしょうか。

前回の答弁では、「法的な整備は十分にされているものと思っておりますが、補足の必要が生じましたら、随時検討してまいるべきと考えます。」とのことでございました。今ふたたび、隣人の同意書面がないのに個人墓地を新設して隣人間のトラブルが発生していますので、行政権の行使がなされていないのだろうと思います。集団墓地に個人墓地を設置する時代ではなくなっています。そして時代のすう勢に添って行政権が整然と行使できて、無用なトラブルを惹起させないように「要領」を分かりやすく明瞭化して補足改訂するよう検討するべきではないでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

ただ今の、前田芳樹議員のご質問にお答えします。

まず、分割1点目の「墓地の細則・要領で個人墓地の新設規定の明瞭化と周知徹底」についてでございますが、議員ご承知のとおり平成9年4月1日に島根県の「市町村長に対する事務委任規則」によりまして、墓地の新設・改葬・廃止という経営許可に関する事務は町長に委任されました。したがいまして墓地の経営は地方公共団体・法人・個人にかかわらず、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により、町長の許可を受けなければなりません。

このことにつきましては、議員が仰せのとおり広報やホームページ等で町民の皆様にはお知らせし、また、窓口での申請書提出の際は、近隣住民の方からの「同意書」が必要であることも説明しているところでございます。

今後さらに広報等で周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いい たします。

## 〇9番(前田芳樹)

一点のみ再質問いたします。

個人墓地の許可申請では、周囲 100m以内の公共施設及び住民の「同意書」の添付が義務付けられておるわけですが、この添付が不十分なときには当然「許可」を与えてはならないわけですが、無届け、無許可で設置していることが判明したときには、許可権者である町長は「業務改善命令」などの行政指導を発するべきはずです。これをしないと法の罰則も本町の細則・要領も絵空事になってしまいます。したがいまして、無届け、無許可で個人墓地を新設している人がまた発生しているというのに、なぜ、町は改善命令を出さないのかと不思議に思いましたのが、今回の質問の動機です。

法律第48号、厚生省令第24号、隠岐の島町細則、そして隠岐の島町の要領、この4本が 読み返して見ましたが、町長が発する許可に対する違反行為についての「取締り規定」とか 「業務改善命令」とかこの部分が不足しているのです。

町が改善命令を出さないでいるのが、分かったわけです。本来、罰則があるからと言っているのですが、その手続き規定もこの要領の中には見当たりませんね。行政指導をしやすくするために、要領の中にこれらの肝心なところを補足してはどうでしょうかと私は言っているところです。

なぜ、違反者に「業務改善命令」を出せるようにしないのでしょうか。個々について認識を一言だけで結構ですから聞かせてください。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉)

行政指導、あるいは 100m以内の同意についての件でございますが、まず半径 100m「同意書」が必要だということは先ほど申し上げましたように申請時に説明はしておりますが、議員仰せのとおり要領に細かく謳ってないのも事実であります。「申請書」の作成に当たった時の「しおり」的な注意事項にはそのことは謳ってありますが、要領にはありません。別にこの件で要領を直さないとか、そういった固持する考えはございませんし、行政指導が皆さんのためになることであれば要領の明文化、分りやすいという部分について固持はいたしません、考えていきます。

ただ、今回の件についてなぜ行政指導が行われないかというご質問でございますが、あまり個々の件に私が触れるべきではございません。一点だけ申し上げますと、今回の議員が指されている事案については、無届け、無許可での・・結果的にはなっております。これについては、しかるべき機関が指導の上、遺骨を納骨堂から出されて現在に・・。そういった法令にない状態ですのでまた改めて申請をするべきだと思っております。

また、無許可、無届けの発端は、私ども許可申請以前の申請書に添付する筆界の件で近隣の皆さんとトラブルが発端ですから、最終的に墓地埋葬のところまでいくのですが、本来のスタートはまた別なところにあったという点もご理解いただきたい。最終的に結果で申し上げますと、しかるべき管轄が罰金・罰則については行うということ、そして強制撤去については、私有財産の侵害に当たるということから行政処分は難しいということを県の方からも確認をとっております。繰り返しになりますが、行政指導についての件は十分検討する余地はあると思っております。よろしくお願いいたします。

### 〇9番( 前 田 芳 樹 )

これは再質問ではないですが、細則第2条の(1)項の周囲100mと書いてあるけど、この周囲という文言は修正して半径100mと書いておかないとこれは整合性がとれないと思います。 それから、要領で半径100mという具体的数字が書いてありませんので、これは整理しておく部分ではないかと思います。

では、次に進みます。二点目の内航海運業への助成状況についてです。

島内の内航海運業への国・県・町の助成はどのような状況でしょうかという点についてです。島内の内航海運業は諸般の事情で廃業が続き、現在では営業を継続しているのは三社で3 船のみとなって急激に減少しています。あくまで民間経済活動だからと言って、自由競争だからと言って淘汰される結果と言ってしまえばそれまでです。こと離島の資材運搬の命脈

であることを考えればただ傍観しているわけにはいかないのではないかと私は思います。

これまでに業界は町へ幾分の助成要望をしてきたわけですが、「町には対応窓口もなく、国・ 県・町には何等の助成制度もない。」とのことで、現状では何もできないという返答であった と聞きますが。

内航海運業は許認可省庁が国土交通省です。船の建造費やランニングコストへの助成はほとんどないそうです。他方、水産業では巻き網の本船や運搬船の建造費には大きな補助金があり、船舶の更新は目白押しだそうでございます。漁船用燃油は免税の上に業界団体から消費量に比例して負担軽減措置も取っているほどであります。所管の省庁によって大きな差があるのかなと思います。

国税では、租税特別措置法で減価償却費の割増し特別償却ができて法人税の減免措置があります。せめて町も固定資産税の減免措置ぐらいは取れるのではないかと思うところです。

何れにせよ、国・県の制度を踏まえて町が取れる助成方法は本当にないのでしょうか、本 町の内航海運業への助成の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

そして二項目です。産業資材運搬の重要路線ですが、維持存続させるための助成制度を創 るべきではないかと思うところです。

ひと頃には15 隻もいたそうですが、内航運搬船も木材輸出や公共事業の減少などで産業の 衰退とともに減船して、今では3 隻のみが稼動している状況とのことです。この減船の理由 のひとつに、何処からも何の支援措置もなかったからということもあろうかと思います。最 近では船長や機関長の資格者が、高待遇の例えば巻き網船に向かってこの内航船では船員不 足に陥って減船したケースもあったということでございます。

本町の内航運搬船の現状は、199 総トン型が基準で A 船 282 総トン・B 船 131 総トン・C 船 99 総トンの 3 隻ですが、A 船で見ますと船舶の建造費が 5 億円、5 年に 1 回の定期検査ドック料が約 2,000 万円、中間での定期検査ドック料が約 800 万円かかる状況だといいます。その設備費が膨大なものでございます。

本土の内航運搬船は499総トンから699総トン型で大型化が進んでいるそうです。隠岐の島町では着岸できる岸壁がなくて、小田岸壁は浅くて199総トン型までしか着岸できないそうです。島根県が499総トン型対応へ改修するよう設計段階に入ろうとしているそうでございますが、航海の安全も考えれば出来るだけ早く実現するよう県へ要望するべきだと思います。何処からも支援措置がない中で、島の海運業としては、やむにやまれずせめて定期検査ドック料に対する助成措置は受けられないものかと要望しているところであります。

しかるに、旅行客に対しては有人国境離島法での支援措置があり観光課が窓口になっておりますが、内航運搬船については対応窓口がないということでございますので、どこか担当課を決めるとか産業資材運搬の重要路線の維持存続に対処してはどうでしょうか。島の産業経済を支える足をこれ以上失ってはいけませんので要望している定期検査ドック料ぐらいは支援するぐらいの、何らかの助成制度を創ってはどうでございましょうか。町長の見解をお伺いします。

## 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

分割質問二点目「内航海運業への助成状況」についてでございます。

まず、「島内の内航海運業への国・県・町の助成について」でありますが、国においては、 高度船舶安全管理システムや省力化航海支援システム等の新技術実用化助成や船員雇用促進 助成金がありますが、県には助成制度はない状況であります。町には内航海運業だけを対象 にした助成制度はございませんが、後継者育成のための新規学卒者の地元就職を促進する事 業補助金を制定しております。

次に、「維持存続させるための助成制度を創るべきについて」でありますが、内航海運業の 事業経営は燃料価格の高騰や各種費用の増大等により、非常に厳しいことと推察いたします が、町として経済活動を行っている方への支援の考え方は、あくまでも経営者のご努力を尊 重することとしていることから、現在、内航海運業に対する助成制度は設けていない状況で あります。

ただ、今後につきましては、商工会・法人会等関係機関と協議を実施しながら、現状の把握や問題点の整理を行い、議員のお考えも理解出来ておりますので引き続き検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

#### 〇9番( 前 田 芳 樹 )

産業資材運搬は重要ですので、これ以上減船することのないように前向きな対応が必要でなかろうかと思います。

次へ、まいります。

三点目ですが、島内要所への防犯カメラ設置についてでございます。

犯罪の予防と住民の安全確保のために島内の要所へ防犯カメラを設置してはどうかという 点についてです。

皆さんご承知でございましょうが先だって、介護施設から入所者が外出して行方不明になっています。行った方向も分からず探しようもないのが現実でございました。二度と起きな

いとも限りません。学校・児童・生徒においても、今はスクールバス通学が多くなって安全 性は高まっておりますが、徒歩で通学する児童・生徒たちの安全確保は重要であります。

徒歩通学路で人目につかない危険を感じる箇所がありますので「防犯カメラ」を設置してほしいという保護者の声もございます。五箇地区では「ふるさと見守り隊」という民間ボランティア団体が徒歩通学の児童・生徒の安全確保に奉仕活動を続けています。それでも目の届かない五箇中学校から南方地区へ抜ける山越えの樹木の生い茂った通学路などは、保護者からすれば危険性を感ずる箇所だそうです。離島だから人の出入りも困難で本土のような凶悪な事件には無縁だなどとは言えない時代状況になってきているのではないでしょうか。

情報通信はリアルタイムで社会状況を伝えてもう人々は時間差がなく感化されます、そして島内でも外国語標記が出現するほどに人の出入りの利便性も高まって、利害得失の関係性が高じてくれば人心は荒れて何が起きてもおかしくはありません。本土では防犯カメラの設置が大きく促進されているようです。

そこで、空港・フェリーターミナルには既に設置してあるが、学校・通学路・保育所・介護施設・病院・道路・港湾などの島内の要所へ、犯罪予防と住民の安全確保のために防犯カメラの設置を進めていく必要がありはしませんか。決して住民監視ではなく、既に設置してある箇所は良いとして、これから必要と想定される箇所を検討して順次設置してはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉)

次に、分割質問三点目の「島内要所への防犯カメラ設置」についてでございますが、議員 ご指摘のとおり、防犯カメラ設置の必要性は益々高まっている状況ですが、子どもたちが安 心して通学でき、高齢者も安心して暮らせる環境には、まだまだ十分とは言えない状況となっております。

全国的には、防犯カメラの設置によって犯罪が減少傾向にありますので、更に抑止効果という観点からも隠岐の島警察署と連携し、町内の危険度の高い箇所から防犯カメラを計画的に設置することにより、地域の安全を見守る目を増やし、住民や来島してこられた皆様にとりまして安心・安全な"良かったが響くまちづくり"に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

### 〇9番( 前 田 芳 樹 )

今日、三点のうち初めて前向きな返答がありましたもので、以上とさせていただきます。 終ります。

# 〇議長(石田茂春)

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終ります。

以上で、「一般質問」を終ります。

これで、本日の議事日程は、全て終了しました。

6月26日は定刻より、「質疑」を行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 14時20分 )

以下余白